

いよいよ令和5年10月1日から消費税インボイス制度がスタートします。そこでそのタイムリミットまでにやっておくべきことを整理しておきましょう。

① 自社が発行する書類を確認します。

インボイスとは、請求書、納品書、領収書、レシート等の書類の名称に関係なく、登録番号や取引内容、取引金額、消費税額など法定の記載事項が記載された書類のことです。まずやるべきことは、自社の商流を基に自社が発行している書類のうち、取引先に消費税額を通知している書類を確認しましょう。

② 発行している書類の様式を確認します。

インボイスではこれまでの記載事項のほかに新たに「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額」の記載が必要になります。

また、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業のように、不特定かつ多数の者を相手に事業を行う事業者は、インボイスに代えて、いわゆるレシートのように記載項目が簡略化された「簡易インボイス（適格簡易請求書）」を発行することができます。

◎ インボイスの法定記載事項とは

- ①適格請求発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み・税抜き）及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

◎ 簡易インボイスの法定記載事項とは

- ①適格請求発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率